

改正 平成29年3月24日告示第30号

伊達市共同企業体取扱要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定建設工事共同企業体（第4条—第11条）

第3章 経常建設共同企業体（第12条—第18条）

第4章 雑則（第19条—第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 共同企業体とは、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）若しくは経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）をいう。

2 特定企業体とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力を結集することにより確実かつ円滑な施工を確保することを目的として、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 経常企業体とは、中小建設業者が継続的協業関係を確保することにより、その経営力や施工能力等を補完又は強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

（共同企業体活用の原則）

第3条 共同企業体の活用は、技術力等の結集により、単体企業による施工等に比べ効果的な施工等ができること認められる場合など、適正な範囲とする。

第2章 特定建設工事共同企業体

（対象工事等）

第4条 特定企業体により施工することができる工事は、次の各号に定める工事とする。

（1）伊達市一般競争入札実施要綱（平成22年伊達市告示第55号。以下「実施要綱」という。）

第2条の規定に定めた工事のうち、市長が選定した工事

（2）伊達市条件付一般競争入札実施要綱（平成29年伊達市告示第29号。以下「条件付実施要綱」

という。)第2条第1項の規定に定めた工事のうち、条件付実施要綱第3条第2項による入札参加形態を共同企業体とした工事

(構成員の組合せ)

第5条 特定企業体の構成員数は、原則として2者又は3者とし、工事ごとに定め、発注工事に対応する工事種別における有資格業者の組合せとする。

(構成員の技術的要件等)

第6条 特定企業体のすべての構成員は、次の各号の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 発注しようとする工事(以下「発注工事」という。)に係る工事種別について、伊達市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成18年伊達市告示第4号。以下「資格審査等要綱」という。)の規定に基づく指名競争入札参加資格の認定を受けていること。

(2) 発注工事に係る工事種別について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けており、次の各号に掲げる要件を満たすこと。

ア 許可後の営業年数が3年以上あること。

イ 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置し得ること。

2 その他必要と認められる事項は、入札公告により明らかにするものとする。

(代表者)

第7条 特定企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、原則として構成員のうち施工能力又は遂行能力の高い者で、中心的役割を担うものとする。

2 代表者は、工事の施工に関し、発注者等との折衝並びに請負契約に関する権利を有するものとする。

(出資割合)

第8条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

2 特定企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の各号に定める割合以上とする。

(1) 2者の場合 30パーセント

(2) 3者の場合 20パーセント

(公告並びに資格審査等)

第9条 競争入札を実施するときは、実施要綱第5条に掲げる事項に加え、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 構成員の数及びその組合せ、各構成員の技術的要件及び出資比率並びに代表者要件
 - (2) 認定資格の有効期間
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の参加資格申請を行おうとする者は、実施要綱第9条第1項に掲げる申請書及び条件付実施要第9条第1項に掲げる申請書に様式第1号に準じて作成した特定建設工事共同企業体協定書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請があったときは、実施要綱第5条第3項に規定する資格審査委員会の議を経て、市長が認定する。
- 4 資格審査に係る具体的な手続及び処理の方法については、実施要綱及び条件付実施要項の規定に基づく。

(入札参加資格)

第10条 前条第2項による入札参加資格の認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とする。

(解散の時期)

第11条 特定企業体は、当該請負契約履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった特定企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第12条 経常企業体により施工することができる工事は、第4条の規定に規定する工事以外とする。

(構成員の組合せ)

第13条 経常企業体の構成員の数は原則として2者又は3者とし、伊達市内に本店を置く建設業者を含むものとする。

(構成員の要件等)

第14条 経常企業体のすべての構成員は、次の各号の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 入札参加を申請する業種に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種について、許可後の営業年数が3年以上あること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する要件を満たしていること。

(代表者)

第15条 経常企業体の代表者は、市内業者とする。

(出資割合)

第16条 経常企業体の代表者及び最小の出資者の出資割合は、第8条の規定を準用する。

(入札参加資格申請)

第17条 経常企業体が資格審査申請をしようとするときは、伊達市を発注者として、指名競争入札の方法により工事又は製造の請負及び物品の買入れその他の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期並びに必要な書類等の指定（平成18年伊達市告示第5号）の規定により申請書を提出しなければならない。

(経常企業体の資格審査)

第18条 前条による入札参加資格申請があったときの資格審査は、資格審査等要綱及び伊達市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成18年伊達市訓令第32号）の定めるところにより行うものとする。

第4章 雑則

(特定建設業の許可の有無)

第19条 共同企業体が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条に定める金額以上になる下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1者以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(構成員の脱退及び加入)

第20条 構成員のいずれかが脱退した場合には、既存構成員が共同連帯して工事完成の義務を負う。

- 2 履行期間中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が施工等の主導的役割を担っていたこと等により、既存構成員のみでは適正な施工等の確保が困難と認められるときは、当該工事の契約権者は、残存構成員からの新規加入承認申請（様式第2号）に基づき、新たな業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月7日から施行する。

(伊達市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の廃止)

2 伊達市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成18年伊達市告示第9号）は、廃止する。

附 則（平成29年3月24日告示第30号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

様式第2号（第20条関係）